

○議事日程（令和6年3月19日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川 明美	産業建設部長	大倉 修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修	産業建設部 建設課長	吉村 和人
産業建設部 水道課長	加納 康宏	会計管理者	松岡 弘泰
会計課長	若山 実穂	教育委員会 事務局 会長	中島 恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋 嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇 直樹

消 防 長 高 橋 正 人

消 防 次 長 兼 大 倉 巧  
消 防 課 長

消 防 次 長 兼 古 川 博 規  
消 防 総 務 課 長

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 中 島 和 哉

議 会 事 務 局 書 記 國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和6年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和6年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 西脇康君、4番 清水由美子君を指名します。

---

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長(野村永一君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、岩永義仁君。

○6番(岩永義仁君) ただいま御指名をいただきました、養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は1つの項目について質問を行っていきます。

まず、質問に入る前に本年1月1日に発生した能登半島地震による犠牲者を悼むとともに、被災者の生活が一日も早く日常を取り戻せることを養老町議会の一員としてお祈り申し上げます。また、併せて復旧活動に尽力される方々へこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。

昨年12月議会一般質問にて予告をしていたとおり、今回は新食肉施設の土地購入に関

してのお金の話をしていきたいと思います。新食肉施設関連の質問を続けていますが、町の未来に大きな影響を与えるものですので、焦点を絞りつつやっていきます。

今回はお金です。

12月議会の質問で、土地の購入を令和7年度には実施したいとの答弁がありました。つまり、期限はあと2年ということになります。新食肉施設の土地購入に関しては、建設予定地に関する土地購入費が幾らかかるかを調査する費用として、不動産鑑定などで1億3,000万円ほどが計上されていました。しかし、既に今年度中の調査実施は不可能となっています。よって、いまだに建設予定地にある企業の買収価格や土地の購入費に関する正確な金額が算出できていないというのが現状です。とはいえ、調査結果を待ってからでは時既に遅しということになりかねないので、ここでは建設予定地選定のための町の食肉協議会で提示していた約42億円という数字に、現在の物価を考慮して算出した40から50億円の間である45億円を仮の金額と設定して質問を進めていきます。

それでは、質問です。岐阜県の42市町村で利用することになる新食肉施設ですが、その土地は養老町が用意するということが決まっているそうです。そうですというのは、実はこれ、議会はそう報告を受けているだけだからです。この42市町村で利用する施設の土地購入に係る費用の全てを養老町が負担するというのでしょうか。

次に2点目、その場合、これだけの金額は一度に払えないので借金ということになるのでしょうか。起債することになるとと思いますが、償還年数を何年と想定しているのでしょうか。

3点目、企業買収の補償費や土地購入費用に対する何らかの国や県の補助金はないのでしょうか。

4点目、昨年12月議会の私の一般質問に対する答弁で町長が発言した言葉について、その真意をお聞きします。

土地の購入で莫大な町の負担が発生する懸念があることから、町と町民の未来に対して重大な責任のある町長として、新施設ではなく、土地購入を伴わない現施設の建て替えて、負担を軽減しましょうという私からの提案に対しての答弁です。会議録の原文のままお話しします。

これはもう県下オール岐阜でやっていくということで決められておる事業でございますので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。岐阜県食肉基幹市場の建設促進協議会で進めている計画につきましては、オール岐阜体制で推進していくこととなりますので、現時点で町単独での施設の建て替えは考えてございませんというものです。覚えてますよね。オール岐阜、すなわち42市町村で決められている事業だから町や町民の負担が仕方ない、何とか受け入れてほしいと、このような意味の発言と受け取りました。オール岐阜で決められたことだから理解してくれ、これは誰に向けて発した言葉ですか。質問者の私でしょうか、それとも全養老町民にでしょうか。これ、町民一人一

人に説明して納得してもらえますか。町長ならば、町民の負担が増えるなどという不利益は認められない。県内全市町村での事業で使う土地のために養老町単独での40億、50億という莫大な負担なんて断固拒否するなどと言うのが頼れる町のリーダーです。発言の真意について説明してください。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問につきまして、1点目から3点目につきましては実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず、議員の御発言にありました用地取得に係る費用でございますが、養老町食肉基幹市場建設整備推進協議会において協議を行うに当たり、概算でもよいので示してほしいという御発言を受け算出したものであり、実際に調査をしたものではなく、またできるものでもなく、あくまで概算の概算としてお示しさせていただいたものでございます。

また、この概算の概算の額につきましては、土地取得費、補償費、造成費、一部の環境整備に係る費用などの附帯工事が含まれたものでございます。したがって、42億とおっしゃいましたけれども、その額が費用購入といった一くくりになるものではないことを前提として御回答させていただきます。新食肉基幹市場の建設につきましては、平成26年4月の岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会の臨時総会において、岐阜市、関市、養老町の食肉処理施設を統合して市場機能を有した食肉処理施設を1か所に整備すること、施設の建設場所は養老町内に設置し、建設用地は養老町が確保することが決定されました。県42市町を含む62会員の合意事項でありますので、養老町としてはその決定に従って進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目、償還年数の想定でございますけれども、養老町食肉基幹市場整備推進協議会でお示しさせていただきましたシミュレーションでは30年償還で計画をしております。

次に、3点目、該当する補助金はないかということでございますが、施設整備（建物）に関しては、要件を満たした場合、国（農林水産省）の補助金を活用する方向で検討が進められております。一方で、用地の取得に関しては、現在、県のほか関係機関とも協議をしておりますけれども、活用できる補助金は見当たりません。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大倉君。

○産業建設部長（大倉 修君） すみません、大変失礼しました。1点目、費用負担につきましては養老町の単独負担でございます。失礼しました。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の4点目の御質問に御回答させていただきます。

発言の真意につきましては、議員が御質問されまして、議員をはじめ町民の方へも回

答したということでございます。これまでも様々な場面においていろいろ説明させていただきましたが、基幹産業の一つである食肉産業の活性化による波及効果、既存施設を例えば改修して単独で建て替える場合とかの費用対効果、削減的な効果、施設が養老町に建てられることで得られる租税、税収及び雇用の面、産業・観光振興に発展の可能性がある横へのそういった展開する効果、これらの状況を鑑みて、本町が土地を用意してでも得られる効果は非常にあるというふうに考えております。

議員がおっしゃるように、養老町に食肉処理施設があるべきと日頃おっしゃってみえるように、食肉産業を支えるため必要な施設であるというふうにも考えております。町単独での県営施設の建設や、今後維持管理に必要な予算などを比較しており、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会での決定事項に沿いまして事業を進めていくということでございます。先ほど、42の市町村とおっしゃられましたけれども、この岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会には、42市町村のほかにも食肉関係の協議会、県下の単位J A、農協関係の方、合わせまして62の団体が加盟しておる組織でございますので、そういった施設、県内で安心・安全な食肉を持続的に安定的に提供することを目的としておりまして、飛騨牛をはじめ県内のブランド、そういったものを流通、岐阜県全体で構築するための新たな施設機能も備えております。そういったことでオール岐阜というような表現を使わせていただきました。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） まず、1、2、3点目までの質問についてですが、その前に金額の話、町の協議会で提示していたやつ、概算の概算とか、だんだん何かすごくぼやんとした数字になってきて、何か、みんなたくさんのいろんな人たちが集まってやっていた会議で一体何を根拠に皆さん話し合っていたんだろうという、そんないいかげんな数字出して、行政として提案して話していたと思うと驚くばかりなんですけれども、本当に、概算の概算という表現は一体何なんやという感じですけども、それは取りあえず疑問として置いておくとして、1、2、3点目までの質問で、補助金なしで町単独での借金が30年続くという答弁でした。年間で1億円以上の返済が30年間続くという見通しの内容になります。とても怖いですね。30年後、この中の何人がこの借金の返済を見届けることができるのでしょうか。議員の中で一番若い私でも、30年後となると借金返済を見届けられるか怪しいです。こういう未来への借金は次世代への足かせとなるもので、必要最低限にする必要がある類いのものです。この借金は必要最小限のものでしょうか、いま一度考えてもらいたい。オール岐阜での事業、県内42市町村での施設の建設です。この土地代を養老町が単独で借金をして負担することは、本当に必要最低限のものでしょうか。

町長は、昨年12月の一般質問において、現時点では考えていないと答弁しましたが、

町内には現在稼働している食肉施設があるんです。町の食肉施設は新施設建設後にはどうせ更地にする土地です。町はかたくなにこの土地での新施設建設を認めませんが、現施設での建設も技術的には十分可能な範囲なんです。借金を最低限度に抑え得る手だてがありそうなのに、そちらは講じない。本当に不思議でなりません。今さら撤回すると他市町村へのメンツが立たないのかもしれませんが、そんなものより町と町民の未来を考えていただきたい。町長は町民目線をうたっているはずですが、これでは言葉で飾っているだけで実を伴わないことになります。今できることは、養老町単独ではとてもこれだけの金額は負担できないから助けてくれと発信することではないでしょうか。

少し余談にはなりますが、こちらは昨年末から今年にかけて新施設の建設予定地周辺に建てられたのぼり旗です。取材によると、20本ほどが製作されたようです。建設予定地区では新食肉施設の建設反対を表明しています。養老町内で町の事業に対してここまではっきりとした行動を示されたのは私の記憶にはありません。住民自治という点から考えると、住民が自らの意思を表明して立ち上がるというのは、高度な住民自治意識が醸成されており、尊敬に値する行為であるということになります。皮肉にも、結果として、今回の事業は養老町の住民自治意識を1段階引き上げることに貢献したことになります。地区の方々にも賛否はあるかと思いますが、これらの活動には敬意を表したいと思います。

以上を踏まえて、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） あののぼり旗も私も見させてもらっていますし、現地の役員とか住民意見交換の場にはお邪魔して、いろんな意見を頂戴しています。そういう中で、どうしてもやるのかというようなときにはもう最低限、私の、町のほうで判断をさせていただいてやるというふうにも私は断言しております。おっしゃるように住民目線、いろんな形でやるべき事業と、ある程度一定のこういった大きい事業には判断が必要かなというふうに思います。ですから、先ほど言うように、県下62の団体と一緒にやってやることでいろんな意見はありますけれども、ちょっと時間がかかっておるのが申し訳ございませんが、そういった時間、御存じのように国営規模の農地再編整備事業でさえ10年かかってもできなかったという事業の経緯を踏まえながら、いろんな考え方がありますが、前向きに進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 町の負担は全ての町民の負担となります。毎年1億を超えることが予想される未来へ向けた借金により、今後は直すべき道路も直せず、必要な住民サービスは削られ、地域への様々な補助も減っていく、必然的にそんな未来が展望されます。

また、この後予定されている各議員団からの防災に関する対策なんかも、きっと十分にできなくなってしまうんじゃないかという懸念も感じます。町民の負担増という犠牲は、自助・共助といった言葉でかりそめられていくのでしょうか。建設予定地区が新施設建設反対という意思表示をするに至ったのには、これまでの町からの説明不足等に加えて、当然こういった懸念があるからでしょう。もちろんタイミングもあるのですが、少なくとも大橋前町長時代にはここまでの事態にはなっていませんでした。手腕が足りないのか、手法が悪いのかは分かりませんが、大いに検証する必要があるでしょう。

町長は御存じか分かりませんが、10年ほど前の一大事業であった養老サービスエリアスマートインターチェンジの建設においては、本案以外にも代案としてのB案が存在していたと聞いております。今回の土地購入事業についても、そろそろ代案を検討する時期が来ているのではないのでしょうか。このことを助言・提案し、今回の一般質問を終えたいと思います。かなり厳しいことも述べましたが、これも町の未来を憂えてのことです。どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたします。

能登半島地震の発生から2か月半が過ぎ、石川県では今も1万1,000人以上の方々が避難所での生活を余儀なくされ、ほかにも行政がつかんでいない被災者、避難者は2月半ばで約1万人と推定されています。被災者の方々は厳しく苛酷な選択を迫られる中、時間の経過の中で、地元で暮らし続けることを望む能登半島で生きていくの声が広がり、全国からその願いに寄り添い、支えようとするボランティアの方々の被災地での額に汗して活動される様子が報道されています。住まいとなりわいの再建が死活的に重要です。従来の枠組みにとらわれず、支援を拡充する必要があります。

さて、この間、1995年1月の阪神・淡路大震災、2011年3月の東日本大震災、2016年の熊本地震に続き4番目に大きな地震ですが、被災地が中部地方であることや、多くの町民の方々が観光で訪れた地であることから、復興の報道に関心が寄せられるとともに、今度は東南海地震ではないかとの不安の声も聞かれます。

町長は、施政方針でこれまで延べ40名の職員が被災地で活動し、その活動実績を踏まえ、いつ発生するかも分からない南海トラフ地震などの自然災害に対する備えをいま一度強化してまいりますと述べられました。

そこで、最初に防災対策についての見解を求めます。

1点目は、地震の際に火災を予防する感震ブレーカー設置補助の創設を求めるものです。

能登半島地震で大規模な火災に見舞われた輪島朝市は、工芸品の多様な店舗や奥能登

の名所として、全国はもとより海外からの観光客でにぎわう観光地でした。地震直後の出火で店舗兼住宅などは約300棟が全て焼失し、逃げ遅れてお亡くなりになった方が20人近くに、避難できた方々も、店、住居、商売道具も全て失いました。この出火原因として、消防庁は2月15日、地震で傷ついた電気配線がショートした可能性を指摘しました。提案した感震ブレーカーですが、地震時に設定以上の揺れを感知したときに電気を自動的に止める機器です。調べてみますと、幾多の地震による火災の経験から、全国的にも補助制度を持つ県や市町村が増えています。町長のお考えをお聞かせください。

2点目は、マンホールトイレ（ラップポン）などの設置対応についてです。

地震時にトイレ使用ができないことによる避難者の心身の負担は深刻です。特に、能登半島地震の断水は復旧までに時間を要しています。珠洲市は今もなおほぼ全域で断水が続き、仮設トイレや支援物資の凝固剤で固めるタイプの携帯トイレの使用を余儀なくされていると報道されています。町民の方から、大垣市役所が震災時に備え、庁舎内敷地にマンホールトイレを設置していると聞くが、養老町役場や指定避難所でマンホールトイレは設置可能かと尋ねられました。また、保護者の方から避難所にラップポンを備蓄してほしいの声も寄せられます。この声にお答えください。

3点目は、指定避難所の空調の設置についてです。

現時点で指定避難所に空調が設置されている設置率を伺います。指定避難所である学校の体育館については、文部科学省は学校体育館の空調設備を令和17年度末までに95%達成することを掲げています。国からの財政支援には、文部科学省の学校施設環境改善交付金、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債や総務省の緊急防災・減災事業債があると聞き及んでいます。緊急課題である指定避難所への空調設置計画についてお答えください。

4点目は、職員の人手不足を補完する施策について伺います。

2か月たった今、大きな被害が生じた石川県の市町村では、職員の人手不足で避難者生活再建支援金や義援金などの手続に必要な罹災証明書の発行などが遅れ、特に住宅被害が1万5,000戸を超える七尾市は申請数が多く、2月末になっても発行数が追いつかない状況であるとのこと。建物の状態を危険、要注意、調査済みなどの応急危険判定士によるステッカーも貼られない家屋もあり公費解体の手続ができない。高齢者が多く、運転免許証を返納した方々は市役所から遠い地域にあり、職員の方々に自宅まで出張してほしい、事務手続を早く済ませたいと市役所に要望するも、市の担当は県外の市町村からの応援も得て作業を進めているが、申請数に職員の確保ができないと回答しています。職員の人手不足を補完するため、災害時における町の対応を伺います。

5点目は、町の災害時用の備蓄品や実数の現状や課題について伺います。

各家庭での備蓄品は災害発生から3日分を用意することが望ましく、できれば1週間分の確保を目標に備えることが呼びかけられています。現在、町の備蓄品の一部を能登

半島地震の被災地に送られたと承知していますが、町の備蓄品に関し、町民の関心も高くなっています。断水になると、乳幼児の粉ミルクは液体ミルクのほうが望まれます。使い勝手のよい新たな備蓄品の工夫も必要ですが、考えをお聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま水谷議員から御質問いただきました、まず1点目の感震ブレーカーについての補助の創設でございます。

総務省消防庁によりますと、阪神・淡路大震災と東日本大震災で、建物火災のうち電気機器等を出火原因とする火災が約60%以上あったことや、能登半島地震の輪島市の火災においても電気系によるものではないかと言われておりますので、電気に起因する火災を未然に防ぐことは大変重要な課題であるというふうに認識をしております。

感震ブレーカーの設置につきましては国や県が、その対策の一つとして推奨しておりますが、個々の機器には様々なタイプのものがあり、建物の揺れ方は建物の構造や土壌環境など様々な影響を受けるため誤作動や不作動といった問題もあるというふうに存じております。また、地震発生の際には、身の安全の確保や家族の安否確認、転倒した家具やガラスの破片に注意して安全に避難するためには照明の確保は必要であり、直ちにブレーカーを遮断すべきではない事例もあると思われまますので、よく調査してまいりたいというふうに存じます。

2点目のマンホールトイレ（ラップポン）などの設置についてでございます。

まず、指定避難所にマンホールトイレが設置かどうかという点でございますけれども、養老町内で下水道設備が敷設されているのは一部の地域であり、全ての指定避難所においてマンホールトイレを設置することはできません。また、マンホールトイレは下水道設備や浄化槽が震災によって破損していると使用できないというデメリットがございます。また、ラップポンについては、1回ごとの排せつ物の処理が簡単であるというメリットがある一方、電源がないと使えないというデメリットもあると存じております。また、詰まった排せつ物を最終的に誰が処理しなければならないかという点では凝固剤を使用した簡易トイレと同じであるのではないかと考えられます。

これまで町では、南海トラフ巨大地震の最大想定避難者数3,334人分の備蓄を進めており、今年度末までに災害時の簡易トイレの配備数は190基となります。これにより、町の最大想定避難者数18人当たり1基のトイレが確保されることとなり、国のガイドラインで定める避難者50人当たり1基の基準をクリアすることとなります。また、実際の避難所では便器をビニール袋で覆い、凝固剤で処理する方法も活用されていることを考慮しますと、発災直後の必要数の国の基準以上確保できており、現状ではマンホールトイレやラップポンの整備の予定はございません。しかしながら、災害の規模によっては想定以上の被害が発生することも考えられますので、引き続き災害の備えとして必要な備蓄品の整備に取り組んでまいります。

3点目の学校屋内運動場の空調の整備計画についてでございます。

現時点におきまして、指定避難所となっている39の公共施設のうち、各事務所や各集会所などには空調設備が整備されているものの、各小学校・中学校の体育館、総合体育館のアリーナなどの施設には空調設備が設置されておりません。また、現在のところ、空調設備が未設置の施設における空調設備の整備の計画はございません。

学校屋内運動場の空調設備の設置率は、令和4年9月時点での調査によりますと、全国平均は11.9%、岐阜県平均は7.8%であり、学校の普通教室や特別教室の設置率と比較しますと空調設備が進んでいないのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、学校の屋内運動場は指定避難所でもあることから、空調設備の整備は緊急の課題であるというふうに考えております。特に、このたびの能登半島地震の発生を受け、近隣においては屋内運動場の空調を段階的に実施していく市町村もあると聞き及んでおります。

本町においても、屋内運動場の空調設備について、現在様々な研究をし、議論を重ねているところでございます。屋内運動場の場合、空調設備の設置に伴い、断熱性を確保する必要がございます。本町の屋内運動場は、老朽化等により断熱性が確保されていないため、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する必要が生じてまいります。まずはできるだけ早い段階で個別の断熱性の状況を把握し、建具の改修や屋根面・外壁面の断熱化等の効果的な対策を検討・実施してまいりたいというふうに考えております。その上で、屋内運動場の現状や改修に必要な費用を鑑み、どの学校の屋内運動場から整備を行うか検討してまいりたいと考えております。工期が長期に及ぶことが想定されますので、学校教育活動に支障が生じないように、使用状況等も配慮し、施工期間や施行期日など総合的に勘案して進めてまいりたいというふうに考えております。

4点目の職員の人手不足の緩和策についてでございます。

発災時には、平常時の業務だけでなく膨大な災害対応業務にも追われるとともに、職員自身も被災することが予測され、被災自治体においてはマンパワー不足になるということが想定されます。このような事態に対しまして、平成30年3月に、国や全国知事会、全国市町村会、全国町村会等により応急対策職員派遣制度が創設され、被災した市町村に対しまして、一つ一つの都道府県が総括支援団体として被災市町村の災害マネジメントを支援し、さらに、対口支援団体として複数の都道府県や市町村が避難所の運営や罹災証明の交付、災害廃棄物の処理等のマンパワーを応援することとなっております。このたびの令和6年能登半島地震におきましてもこの支援制度が生かされ、実際に活用をされております。

当町におきましても、災害時には、この制度により外部の支援を受けてマンパワー不足を補完することになりますが、本町では、この外部からの支援を迅速かつ適切に受け入れる体制の整備について、受援計画に基づき、災害マネジメント、避難所の運営、支

援物資の受入れ・配送、災害廃棄物の処理、住家の被害認定調査と罹災証明の発行、被災者の支援と相談業務等の受援体制の整備に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

5点目の備蓄品目の実数の現状と課題についてでございます。

御質問の中で御要望をいただいております液体ミルクの重要性について、本町としても十分理解しております。賞味期限が1年と短く、まとまった数量をストックしておくことが難しいという課題があり、本町では、粉ミルクと使い捨ての哺乳瓶を備蓄しております。

なお、本町の備蓄数量は、南海トラフ巨大地震の最大想定避難者数である3,334人が3日間生活できる量を目標として整備を進めてまいりました。現在のところ、主な備蓄物資といたしまして、アルファ化米を2万2,000食、栄養調整食品、クッキーでございますけれども、1万5,000個、飲料水を1万9,000リットル備蓄を進めてまいりました。今後は賞味期限等の関係でそういったものから食料等を入れ替えるローリングストックにより備蓄更新を進めていく予定でございます。

また、食料以外にも、簡易トイレ、簡易ベッド、感染対策とプライバシー確保のためのパーティション等も配備しております。しかし近年、避難所生活での女性の方や高齢者等の様々な視点を反映した物資の整備の必要性が高まっておりますので、来年度以降におきまして順次整備を推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、再質問させていただきます。

感震ブレーカー設置補助の創設では、感震ブレーカーの存在がまだまだ町民に知られていなく、啓発は進めるが、補助金の創設は誤作動の懸念や各家庭の分電盤に違いがあり、補助金創設は現時点では考えない旨の答弁だったと思います。

そこで伺います。

1点目は、13年前の2011年東日本大震災では、火災の7割が電気系統との調査結果から、国においては、2014年3月に首都直下地震緊急対策推進基本計画で出火防止対策として感震ブレーカーなどの普及促進が位置づけられ、内閣府、消防庁、経済産業省が連携し、大規模地震への備えとして感震ブレーカーなどの普及が促進されていると承知しています。

さらに、2016年3月、2019年4月には、感震ブレーカーの設置規定の改定や都市計画法に基づく防火地域・準防火地域への設置勧告や、それ以外の全ての地域の住宅への推奨をしています。

これは岐阜県のホームページを抜粋したものですが、岐阜県のホームページでも感震

ブレーカーのことについて掲載していますが、今回の震災を教訓に県レベルで予算化すべきと思いますが、これまで町として、感震ブレーカー設置に対し、推奨や普及の促進についての取組を伺います。

2点目は、誤作動や各家庭の分電盤の違いが補助の創設を否定する答弁だと思いましたが、消防庁に通報される緊急通報システムでも御作動があると聞いています。だからといって、このシステムを撤廃するわけにはいきません。感震ブレーカーが誤作動したり、分電盤の違いによる器具の設置は受益者の責任の範囲で検討することだと私は考えますが、見解をお聞かせください。

3つ目は、人口や予算規模など政治経済、社会文化のありようが岐阜県や当町とは全く違いますが、東京都は関東大震災から100年目の節目として、東京都出火防止対策促進事業の一環として、令和5年11月頃より感震ブレーカーの無償配付を行っています。

養老町は今年で町制70周年を迎えました。この節目として、感震ブレーカー設置の補助制度を創設することは、能登半島地震も踏まえ、これまでの震災からの教訓に学び、具現化する重要な施策であると私は考えます。町民の皆さんの震災に対する関心が強い今だからこそ、設置を後押しする施策が求められているのではありませんか。

次に、避難所トイレなどについてです。

避難所でのトイレの問題はどの震災でも深刻な課題です。排せつを促さないように飲み食いを抑えるとの被災者の声が能登半島地震の被災地からも多く聞かれました。国の基準をクリアし、国の基準以上確保できているとの答弁でしたが、簡易トイレは高齢者や障害者、車椅子利用者、幼児など利用者に配慮した簡易トイレの備蓄になっているでしょうか。

また、マンホールトイレを公園などに設置する予算を前倒しして新年度予算に計上した自治体も西濃圏域にあると聞いています。情報を共有し、当町で可能ならぜひ検討していただきたいと思います。

次に、指定避難所の空調についてです。

平成27年6月に作成された養老町避難所運営マニュアル避難所一覧表では、39の公共施設を指定避難所としています。空調設備の有無が記載されていませんが、記載は必要ないのでしょうか。答弁にあった小・中学校の体育館などは最大可能収容人数が多く、例えば高田中学校2,610人、養老小学校2,510人、東部中学校2,250人、笠郷小学校2,100人と多くの被災避難者の生活の場となります。

避難所での震災関連死の予防も求められています。文部科学省が掲げる令和17年まで、全国の小・中学校の95%で空調設備を達成するまであと11年。養老町として、11年の期限を目標により早い年度で計画を立て、設置していかなければなりません。学校の耐震化、タブレット導入なども含めた教育行政には多くの課題が山積していますが、この空調設置は先送りしてきた感が否めません。国の財政支援を文部科学省だけでなく各省の

中で該当する事業がないか調査・研究をしていただきたいと考えます。現時点で空調設置に関わる準備段階も含めた総予算の試算があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、職員の人手不足です。

国の応急対策職員派遣制度は、今回の能登半島地震で町職員の方々の派遣報告でより深く知ることができています。被災地では、職員の方々も被災者として自分の暮らしを守りながら多種多様な被災者の要望に寄り添わなければなりません。長期に及ぶ支援が予想されます。申請事務のスピード化を図ることはもちろん、被災者の心や体のケア、乳幼児から高齢者までの日々の見守りが必要です。外部支援も受けながら、町内外の職員OBの方々の協力も必要と考えます。

次に、備蓄品目です。

断水が続いている能登半島地震ですが、乳幼児や介護を必要とする高齢者など、消毒や衛生を確保し、感染症を防ぐための備蓄品が多く必要となりました。乳幼児の世帯では、缶の粉ミルクがあっても哺乳瓶の消毒など水の確保が難しく、結局は紙コップに粉ミルクとお湯を入れ、紙やスチールのスプーンを入れて対応したとの声も聞かれました。町が備蓄している品目や数量を知りたいの声も聞かれますので、ホームページや広報などで機会をつくり、掲載していただきたいと考えます。

○議長（野村永一君） 高橋消防長、自席にて答弁。

○消防長（高橋正人君） それでは、水谷議員の再質問につきまして、感震ブレーカーの点につきましてですが、実務的な内容が含まれますので3点、私のほうから御回答を申し上げます。

まず、1点目の町のこれまでの普及促進についての広報についてでございます。

これまで感震ブレーカー設置に関する推奨や普及促進につきましては、特に広報しておりませんでした。

2点目についてでございます。

議員仰せのとおり感震ブレーカーの設置は受益者の範囲で検討いただくものであると存じます。感震ブレーカーも日々改良されているものと存じますが、旧タイプの配電盤に簡易式感震ブレーカーを設置する際は誤作動の可能性があるようでございます。不在時の誤作動は食料品などにも影響がある可能性がありますので、よく調査・研究する必要があると存じます。

3点目の設置を後押しする施策についてでございます。

岐阜県内では4つの自治体が感震ブレーカー設置補助を実施していると確認しておりますが、先進的なところでは平成28年度から制度があるようでございますが、いずれも実績は低い状況であります。このようなことから見ましても、まだ感震ブレーカー自体認知されていないように感じますので、まず町民の皆様には、再通電火災を防ぐために地震で避難所などへ行く際には御自宅のブレーカーを落としていただくことも有効であ

るとお伝えするとともに、感震ブレーカーにつきましても、町広報やホームページ、地域の防災教室などで普及啓発をしてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、2点目の避難所のトイレについては、私のほうから回答させていただきます。

町で備蓄している簡易トイレは全て洋式タイプであり、御高齢の方などであっても利用において大きな支障はないと考えております。先ほど、町長より答弁させていただいたとおり、マンホールトイレは災害などにより設備施設が損壊した場合は利用することができないため設置については考えておりませんが、来年度以降の予算の中で多様な視点を反映した避難所の資機材の整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 3点目の指定避難所の空調につきましては、私のほうからまとめて回答させていただきます。

指定避難所における工事は災害対策基本法施行規則において定められており、指定避難所の名称と所在地が工事に係る必須事項となっておりますが、空調設備の有無につきましては必須事項となっております。また、近隣市町の状況につきましても、記載している市町村はございません。したがって、現段階におきまして、空調設備の有無について記載をする予定はございません。

また、先ほど回答させていただきましたとおり、屋内運動場の空調設置に当たっては、同時に断熱性の確保が重要となります。仮に断熱性がないまま空調設置をいたしますと空調負荷が大きくなるため、イニシャルコストが増大するだけでなく、光熱費も必要以上にかかることからランニングコストも増大し、効率的・効果的に施設整備することが不可能になります。そのため、本町では、空調整備をする際には、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施してまいりたいと考えています。本町は、学校の屋内運動場は9か所ございますが、それぞれに事情が異なるため、個別に断熱性の状況を把握する必要がございます。今後、調査・分析を踏まえ、断熱化の計画を立ててまいりたいと考えています。そのため、現時点では、空調設置に係る準備段階も含めた総予算の試算までは至っておりません。今後、文部科学省以外の各省においても活用できる補助金がないかなど、国の動向に注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 4点目の職員の人手不足についてでございます。

災害時の業務は、応急危険度判定や住家被害認定といった危険が伴う業務など、事務においては各種制度の改正もございますので、元職員であれば誰でも即戦力で従事でき

るというものではないと思われます。まずは町として即戦力となる現役職員を外部から受け入れる応急対策職員派遣制度等を活用し、災害時の対応について体制の整備に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

5点目の備蓄品の品目についてでございます。

本町における備蓄資機材の品目や数量につきましては、町主催の、また地域での防災訓練において防災備蓄倉庫を開放し、地域の方にも備蓄資材を実際に見てもらおうなどして周知に努めているところでございます。

また、訓練の中で、災害時において使用される簡易トイレや簡易ベッド、パーティションを訓練参加者自らが立てるなど、実戦さながらの取組も行っております。今後も多種多様な方法で備蓄資材の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、防災の基本についてでございますけれども、自分の命は自分で守るというのが原則だと思います。発災直後は何が起きるか分かりませんので、自助の取組として、最低3日間、推奨1週間の家庭内での備蓄につきましても、町民の皆様には様々な場を通じましてお願いと依頼を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 感震ブレーカーの誤作動については、誤作動は揺れの波形が異なる地震と生活振動を混同することで起き、電子部品メーカーも生活振動の波形に反応しない設定を加えるなど改善が進んでいます。補助予算については、町の一般財源のみの充当ではなく、岐阜縣市町村など補助金交付事業や自主防災組織支援事業補助金も本事業には可能と聞いていますので、さらなる調査・研究を強く要望して、町民世帯への後押しとなる施策に展開していただきたいということを強く要望したいと思います。

1995年の阪神・淡路大震災以来、未曾有とも思える大震災を経験してきました。被災者の方々の運動が実り、被災者生活再建支援法が成立し、自然災害による個人住宅などの補償が始まりました。95年はボランティア元年とも言われ、多くのボランティアが避難地で活躍するようになりました。

こうした変化がある一方、日常生活の最低限の質が担保されない避難所は、空調の効かない環境の中で老若男女雑魚寝状態の現実です。毎日布団の中で着替えなければならない、生理用品は男性には頼みづらい、大勢の中での授乳は神経を使い、穏やかに我が子と向き合えない、3度の食事づくりを女性に任せられ疲労が蓄積するなど、これらの声は支援団体や専門家などが過去の大地震の際に丁寧な聞き取りをして明らかになった声です。避難所運営を担当する女性職員が一人もいない市町村が全国で半数以上あるとの報道もあります。今後の避難所生活に女性や高齢者など多様な視点を反映した物資の整備を検討するとの答弁でしたが、避難所運営の面でも、これまでのデータの蓄積も参考にジェンダーの視点での改善を求め、2件目に入らせていただきます。

2 件目は、保育行政について 3 点で伺います。

町長は、令和 6 年度施政方針の町政運営の基本方針の 2 つ目に子育て支援策の充実を位置づけられました。

そこで、次の 3 点での見解を求めます。

1 点目は、こども誰でも通園制度についてです。

こども誰でも通園制度は、生後 6 か月から 3 歳未満児を対象に、親の就労条件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度として、2023年度の補正予算で91億円が措置され、現在試行事業が実施されています。こども未来戦略では、2025年に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施するとし、今国会で法改正を行う方針と承知しています。同制度の意義について、有識者検討委員会の中間取りまとめ案では、家庭保育が一時的に困難になった場合や子育て保護者の負担を軽減するための一時預かり事業とは異なり、子供を中心に考え、子供の成長の観点から全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備することを掲げています。

まず、現在の進捗状況について伺います。

次いで、こども誰でも通園制度の対象は、生後 6 か月から 3 歳未満児です。当町の公立認定こども園の入園月齢は10か月からです。西濃圏域における公立こども園などの入園月齢は、例えば大垣市は 2 か月から、海津市では 2 園で産休明けの生後57日目から、垂井町では 2 園が生後 2 か月から、その他多くの町で 6 か月以上と当町より月齢の低い受入れを可能としています。今後、公立こども園の入園月齢を見直すのか、またこの事業は私立園児や児童発達支援センター、児童発達支援事業所なども対象施設ですが、受皿の検討をお聞かせください。

最後に、全ての子供の育ちを応援し、良質な生育環境を整備すると掲げながら、整備や保育内容、職員配置基準は一時預かりと同様、保育士の有資格は職員の半分で可です。この制度における定員数や保育士の確保について伺います。

2 点目は、3 歳未満児の保育料や養育費の無料化についての見解を求めます。

幼稚園や認可保育園、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳の子供の保育料の無償化は2019年、令和元年10月から国の政策で実施されています。家計における保育料の負担は決して小さくありません。政治的にも、ゼロ歳からの保育料の無償化は子育て世代に優しい魅力的な自治体として全国的に注目され、移住地を決定する要因の一つにもなっています。療育施設の 3 歳未満児の利用の無償化も併せてお考えをお聞かせください。

3 点目は、保育所の配置基準の改正に伴う加算措置について伺います。

保育士 1 人が受け持つ子供の人数を定めた保育所の職員配置基準が76年ぶりに見直さ

れました。4・5歳児の配置基準は1948年、今から76年前の制度開始以来、一度も改善されてきませんでした。こども未来戦略の決定は、4・5歳児については、保育士1人の子供の人数の基準を30人から25人に改めるとし、2024年度から職員配置改善に対する加算措置を設け、併せて最低基準の改正を行うと明記しました。

一方、経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとしています。1歳児の配置基準では、保育士1人の子供の人数を6人から5人することを2025年度以降の早急に改善を求めると先送りをしました。どの地域でも、公私立を問わず全施設で基準どおりの保育士確保の措置を取るべきです。全国的な3歳児の保育士配置基準は、20対1が約6割で、15対1が約4割で、いまだに多くの公立保育所で15対1の配置がされていないとの調査結果が公表されています。どの地域でも公私立を問わず全施設で基準どおりの保育士確保の措置を取るべきですが、当町の見解について伺います。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私より御回答させていただきます。

こども誰でも通園制度については、現在こども家庭庁において2025年度、令和7年度に法律上制度化し、2026年度、令和8年度から全自治体で実施できるよう検討されており、今年度から試行的事業が進められております。当町におきましては、国からの資料を基に制度理解を深めているところであり、今後の国や近隣の市町村の動向に注視していきたいと考えております。

公立こども園の入園月齢につきましては、現時点で見直す予定はしておりません。また制度の受皿となる施設につきましては、私立園は保育施設であり、本制度に対応可能な施設とあると考えられますので、今後各園と協議していきたいと考えております。

児童発達支援事業所そよかぜ教室につきましては、地域における児童発達支援のニーズや資源の状況を踏まえながら、障害児の支援に支障がないよう留意して実施することが必要であることを踏まえ、慎重に考えていきたいと思っております。

職員配置基準については、試行的事業においては一時預かり事業と同様とされており、今後さらなる検討が求められております。

現在、町では一時預かりは余裕活用型で実施しており、保育士の配置基準を満たしております。今後、こども誰でも通園制度の実施の際には余裕活用型での実施となるものと見込んでおりますが、実施に当たっては、利用ニーズを把握の上、定員を増やす場合には、その定員に対し適正数の保育士の配置を行ってまいります。

2点目の3歳未満児の保育料無償化につきましては、子育て世帯の負担軽減のため必要であるとは考えますが、育休制度の充実により家庭で養育されている保護者も多くおられます。そのため、公平性の観点より、現時点では無償化は実施しておりませんが、

保護者負担を少しでも軽減できるよう、限られた予算の中で、令和6年度は、3歳未満児を持つ全ての保護者に対し、地域振興券の配付を予定しております。

また、療育施設の3歳未満児の利用料無償化につきましては、園の保育料無償化の検討と時期を合わせて検討できるとよいと思っております。

3点目の公立こども園の保育士配置につきましては基準に基づき配置しており、今回4・5歳児の基準見直しに伴い、令和6年度より、子供30人に対し職員1人から25人に対し1人の配置といたします。また、3歳児につきましては、既に15人に対し1人の配置をしております。令和7年度には1歳児について、6人に対し1人から5人に対し1人への改善が示されており、基準に沿った保育士配置を行ってまいります。

私立園につきましても公立園同様、基準に基づいた配置をいただいております。今後も最低基準を満たすよう指導してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） こども誰でも通園制度では私立保育園を支援拠点としたいというふうな答弁に聞こえましたが、次の3点で再質問したいと思います。

養老町のニーズの把握と保育現場の人手の確保についてです。

2点目は、食物アレルギー対応など、子供の安全確保についてです。

3点目は、一時預かり事業との使い分けについてのお考えをお聞かせください。

2項目めは、新年度の予定園児や予定療育児、3歳未満児の保育料や療育費の無償化をした場合の試算があればお答えください。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 1点目につきまして、私のほうから御回答申し上げます。

町のニーズ把握につきましては、乳幼児健診などを活用し、保護者の意向を調査するほか試行的事業での傾向なども参考にしております。保育士確保につきましては、先ほどの回答どおり、実施に当たっては、利用ニーズの把握の上、定員を増やす場合には、その定員に対し基準を満たす保育士の配置を行うよう指導してまいります。食物アレルギー対応につきましては、一時預かりの際は、申込時に聞き取りにより確認を行い、安全確保をしていただいております。本制度におきましても同様に安全確保するよう指導してまいります。一時預かり事業との使い分けにつきましては、両制度の相違点など、どのように整理していくかについて、試行的事業の実施を踏まえつつ、今後、国において検討を深めることとされておりますので今後の動向に注視してまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 2点目につきまして、私より回答させていただきます。

きます。

3歳未満児の保育料や療育費の無償化をした場合の試算額についてでございますが、園の保育料につきましては約3,070万円、児童発達支援事業所などの利用料につきましては約28万円と試算しております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） こども誰でも通園制度は、2026年度から全国の自治体で実施されます。対象施設においてはまだまだ議論を要すると感じました。児童発達支援センターを利用している保護者からは、誰でも通園制度ができる場として、インクルーシブの名の下に障害児の療育や居場所が保障されなくなるのではとの不安も声もあります。

また、親が就労していない家庭の子供たちの成長や発達にとってどのような保育が必要なのかを検討の土台に据え、そうした保育を保障するために必要な、ゼロ歳児から3歳未満児の定員の拡充と保育士確保を望む声もあります。

昨年の人口動態統計の速報値は、年間出生数は8年連続で過去最少の更新、少子化の加速化傾向が鮮明になったと報じました。今後もさらに少子化が進む中で、本事業を受け入れる施設の経営面でのメリットもあります。今後の課題もさらに検討され、本格運用まで十分な受入れ体制を展開していただきたいと思います。

最後に町長に答弁を求めます。

3歳未満児の保育料や療育費の無償化施策は。川地町政で検討したい課題等の認識を伺います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、3歳児未満の保育料や療育費の無償化の施策というのは検討すべき課題とは認識をしております。しかしながら、子育て世帯の負担軽減策の一つであるとは思いますが、現時点では考えておりません。以上でございます。

○11番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に許可をいただきましたので、通告に基づき、本町における災害対策の現状とその見直しについてお尋ねいたします。

本年1月1日、最大震度7の揺れを観測した能登半島地震が起きました。倒壊や津波

など大きな被害が確認されており多数の方がお亡くなりになられ、今も多くの被災者の方が苦しんでおられます。亡くなられた方の御冥福と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

能登半島地震を受けまして、本町においても、被災した自治体への支援に尽力されていると思います。1月1日20時には養老消防署隊員5名が出動され、その後も1月4日に5名、7日には第3次緊急援助隊が出発されました。14日には職員2名が避難所運営支援、15日には応急危険度判定士2名及び避難所支援員2名を派遣、2月21日家屋被害調査に2名、2月26日公費解体に係る業務への人的支援要請で2名、3月3日も輪島市に職員2名派遣と、3月3日までに金沢市への物資輸送を含め40名の職員が被災地支援の報告を議会にいただいております。本当に御苦労さまでございます。

今後も支援要請に協力されていくかと思えます。町長の施政方針でも、被災地での活動実績を踏まえ、いつ発生するかもしれない南海トラフ地震などの自然災害に対する備えをいま一度強化していくと話されました。1つ目の質問として、地域防災計画の見直しを検討されていると思いますが、どのような視点で強化・検討されていかれる予定でしょうか。

今回の地震で被害が拡大した可能性として上げられるものにインフラの老朽化があります。被災地では長期的な断水が発生しておりますが、日経新聞の1月15日付で古い水道管ほどの揺れの衝撃に耐えられず損傷したという被災自治体の担当者の声を報じています。厚生労働省によると、2021年度末で水道管の耐震適合率は全国平均で41.2%、石川県はさらに低い36.8%にとどまっており、被災地の志賀町は10.4%、七尾市で21.6%、珠洲市36.2%だったということです。耐震管への交換費用は水道料金に跳ね返るということで、どの高齢過疎地にも共通する課題と2月22日ウェブの東京新聞に掲載があり、2月27日の中日・岐阜新聞にも、下水管の被害について一面に大きく報道されておりました。下水管の耐震化は地盤強化などに莫大な費用がかかる、対策が後手に回る自治体は多いとあり、被害拡大や長期化に影響したと各新聞で報道されています。こうしたインフラ等の老朽化が災害被害を拡大させることは水道以外にも当てはまります。道路や橋などが老朽化していれば、物資の支援は滞ってしまいます。

2月3日付の読売新聞では、金沢工業大学の川村國夫特任教授が道路が老朽化していた上、地震が大規模で破壊的な被害となったと述べています。地方での財源は限られており、経費を最少にしつつも効果を最大限に上げていくことが求められます。福祉政策ももちろん重要ですが、それによって必要な老朽化対策が遅れ、いざというときに深刻な被害を引き起こすことは絶対に避けなければなりません。2つ目の質問として、上下水道や道路・インフラの老朽化への十分な対策は今までにされておられますか、今後具体的な計画は既につくられていますか、もしそのようでしたでしたら内容はどのようなものでしょうか、その計画を実行するための十分な財源の確保はどのようにされていか

れますか。

病院などでは想定どおりの動きができなかったケースもありました。2月1日付の読売新聞では、災害拠点病院である輪島市立輪島病院において、大規模災害時の事業継続計画で、震度5以上で約200人いる全職員が参集する予定でしたが、実際に参集できたのは僅か30名で、何とか県外の災害派遣チームの支援で医療崩壊は免れましたが非常に危険な状態だったと報道されています。今回の能登半島地震を受けて、国や自治体は本当に精いっぱいの救援活動や支援を行ってくださったかと思います。しかし、その一方で何事にも完璧というものはなく、本町としても生かすべき教訓がたくさんあるのではないかと考えます。3つ目の質問として、災害時に適切な対応ができるよう町の職員や病院の医療従事者の参集体制はどのようになっていますか、適切な災害対応ができるよう県や国、自衛隊とは十分な情報共有体制、また災害時に適切な連携ができるよう整っていますか。

加えて、今回の地震で問題視されたものの中に太陽光発電所の存在があります。金沢工業大学の徳永光晴研究室は令和6年度能登半島地震における太陽光発電の被害調査報告を発表し、メガソーラーの少なくとも3か所で斜面崩落など地震による被害を受けた可能性があることを報告しました。うち1か所は震度5弱での崩落と見られます。また、ハザードマップと重ねてみると崩落地点はいずれも土砂災害警戒区域に指定されていませんでした。太陽光にせよ風力にせよ、大規模なものは自然環境を大きく変容させるおそれがあり、自然災害の際は影響を慎重に見極める必要があります。また、太陽光パネルは災害時に飛散した場合にも日光や火災を受けて発電を続けるため感電リスクがあります。町内のある地域では台風時にパネルが飛んだともお聞きしています。4つ目の質問として、災害時に危険性のある太陽光などの設置状況も確認できていますか、住民への周知はどのようになっていますか、災害時の太陽光パネル対応マニュアルなどは各自治会まで十分に共有できていますか。

今回の地震は元旦に起きたということで、お正月で帰省された方々も被災されました。破壊的な被害を受けた輪島市では帰省者や観光客も押し寄せ、避難者の規模が想定を大幅に上回り、非常食の備蓄が初日に底を尽きたことを1月6日付の読売新聞などが報じています。こうした想定外の事態は全ての自治体で起こる可能性があります。養老町も観光に力を入れているまちです。桜や紅葉シーズンには多くの方が観光にも来られます。対策を講じるのは難しくとも、少なくともそうした事態も想定して対応していくべきではないでしょうか。5つ目の質問として、帰省者や観光などによる旅行者等を想定した避難計画が必要と思いますが、現状と今後の取組についてあるようでしたらお聞かせください。

○議長（野村永一君） 養老町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の2点目と4点目の関係でございますけど、これにつき

ましては担当部長から回答させていただきます。

1点目の地域防災計画の見直しについてでございます。

当町では地域防災計画の見直しを適宜行っております。これは国の防災基本計画の修正を踏まえまして見直しを実施することとなります。令和6年能登半島地震におきまして様々な課題が浮き彫りとなったと思われましても、今後、国の中央防災会議や専門調査会、ワーキンググループでの専門家の議論を経て対策方針が示され、防災基本計画が見直しされてまいる予定となっております。本町といたしましても、この国の防災基本計画の改定を踏まえまして適切に地域防災計画の見直しを行う予定となっております。

また一方で現在、町の職員を応急危険度判定や罹災証明の発行、避難所運営支援等の業務に派遣しており、現場での実際の体験を通じまして事前に学んでおくべきこと、発災後にやるべきこと等のノウハウを学んでいるところでございます。このような経験を踏まえまして防災計画の下位に当たります初動マニュアルや受援計画を見直し、今回の災害の教訓を本町の災害対策にも生かしてまいりたいと考えております。

3点目の町職員や医療従事者の参集体制についてでございます。

町職員の参集につきましては、職員災害初動マニュアルを作成しまして状況に応じた職員の参集人員と招集方法を定め、このマニュアルを各職員に配付し、適正に対応しております。また、消防本部につきましては通常3係編成で24時間勤務をしております。町内で災害発生時には指令室からの通知及びすぐ参集メール、連絡網により電話連絡など消防本部に参集することとなっております。実際に、1月1日の発災直後には総務部及び産業建設部の職員が直ちに参集し、消防署の救援要請の状況や道路、水道、各施設などの被害の有無について確認を行っております。

また、医療機関等の外部機関につきましては、養老郡医師会、養老歯科医師会、西美濃厚生病院と災害協定を締結し事前に支援要請の方法を定めるとともに、県を通じまして発災直後には災害派遣医療チーム（DMAT）を、また避難所の生活における慢性期医療につきましては災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等を派遣要請することとしております。

さらに、そのほかにも国や県、自衛隊との連絡体制につきましては、防災計画に要請方法を明記するほか防災会議や防災訓練等、平時からお互いに顔の見える関係づくりに努めております。

5点目の帰省者、観光などによる旅行者の避難計画についてでございます。

近隣や他県から本町へ観光などで来訪される旅行者に主に想定される観光場所やアクセス道路は、例えば養老公園や県道56号線沿いのいわゆる焼き肉街道、また他県との主要アクセス道路となる名神高速道路、東海環状自動車道等の利用者等があり、災害発生時には一時的にこうした場所におきまして帰宅困難者が発生することが予測されます。

このような帰宅困難者の対応につきましては、国からガイドラインが提示されております。町民と同様に、指定避難所におきまして交通機関が復旧するまでの間、一時的に受け入れ、おおむね4日以降に復旧次第、順次自力で帰宅を促すこととなっております。一方で、自力で帰宅が困難な方につきましては輸送方法等を確保し、帰宅を促すこととなっております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） 清水議員の御質問の2点目は建設課と水道課が、4点目は産業観光課と建設課がそれぞれ所管する実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず最初に、2点目のインフラ老朽化への対応について御回答いたします。

上水道につきましては、議員から御発言がありました厚生労働省が発表した耐震適合率でございますが、本町の基幹管路の耐震化率は82.5%であり、今後も令和4年度に策定した上水道ビジョンに基づき、耐震性を有していない施設の統廃合や耐震化、重要施設管路の耐震管への布設替えを進めていく予定でございます。また、下水道につきましては、養老町汚水処理施設整備構想に基づき、維持管理業者による日常点検等により機械機器の状態を把握し、不具合箇所が判明した際には状況に合った修繕や取替えを実施し、施設の長寿命化を図っております。また、各種団体との災害支援協定も締結しているため、災害時の汚水処理等必要な措置を受けることが可能な体制は整っております。財源の確保につきましては、交付金や補助金を活用しながら実施してまいります。

次に、道路につきましては、道路構造令に基づき整備を行っております。修繕につきましても、住民の皆様からの情報提供や道路パトロールなどから現地を確認し、順次対応をしているところでございます。また、橋梁につきましては、養老町橋梁個別施設計画に基づき、町内にある橋長2メートル以上の564橋を国・県の橋梁点検要領に基づき5年に1回のサイクルで年100橋程度ずつ点検を実施しております。道路改築や橋梁点検、橋梁修繕の財源の確保につきましては、社会資本整備総合交付金等を活用し、実施してまいります。

次に、4点目の災害時に危険性のある太陽光などの設置状況の確認について御回答を申し上げます。

太陽光発電施設の設置の際、岐阜県宅地開発指導要領、または養老町宅地等開発行為に関する指導要綱に基づく開発行為に当たる土地の区画形質の変更が行われる場合につきましては、開発行為許可申請時や事前協議により設置予定を確認いたしております。あわせて、土砂災害警戒区域等の確認や周辺地域への周知依頼等につきましても協議を行っております。また、開発行為害行為に該当しない施設や既存施設におきましては、県が太陽光発電事業適正指導事業として市町村と連携し、一定規模（50キロワット以上）の全ての設備及び個別の問合せの事案にパトロールを実施しております。この事業

は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び同法の施行規則に基づく事業計画策定ガイドラインの遵守を促し、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的として、パトロールや連絡会議の開催、不適正案件に関する国への通報を実施するものでございます。

パトロールの内容といたしましては、標識や柵、塀の有無、雑草の繁茂等を写真に記録するとともに周辺環境への影響がないかなどをチェックリストに基づき確認記録をするもので、土砂災害警戒区域内に設置される設備につきましては優先箇所として実施しておりますが、本町で該当する施設の点検につきましては問題ないと判断をされております。

また、公表につきましては、施設の設置前から事業者が地域住民に対し事業概要や防災、周辺環境への影響など懸念される事項について説明し、地域住民への理解を得ながら事業を進められていると考えておりますので、点検結果に基づき、必要に応じ事業者とともに地域と共有を図ってまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 再質問させていただきます。

私が住む町内には東日本大震災を実際に体験された方がおられます。その方の体験を基に緊急時に使用する町内連絡網がつくられております。今回、能登半島地震後、改めてその方と様々お話しさせていただきました。地震直後一番困ったことは情報がないということだったそうです。まち全体がどのようになっているのか、電車は動いているのか、どこに向かえばよいのか、本当に不安だったとお聞きしました。体験から得られる地域防災への取組など様々に考えられておられました。

先ほどの質問では、災害に対する備えを公助の点で質問、答弁をいただきましたが、災害に対する備えは自助・共助も必要と認識されておられると思います。今までも町民に備えの大切さを提示されていると思いますが、着々とされておられる方もあれば、水や食料品程度の方もおられると思います。現在でも、広報が聞こえないと言われる方があり、町からの防災情報を発信、防災アプリも知らない方、入れることができない方もおられると思います。今後、高齢者、独り暮らしの方もさらに増えてまいります。地域で助け合う、地域の絆がさらに大切になってきます。町民の防災対策の自助・共助がさらに進む取組も進めたいと思います。例えば、昨年からスマホ教室が行われていますが、本年度も計画があるようですので、教室に来られた方に防災無線情報、防災アプリなどを登録する方法をお伝えしてはどうでしょうか。また昨年、西濃の市町村議員研修にて岐阜大学・村岡治道特任准教授の講演を聞く機会がありました。いつもとは違う切り口で、ブラックユーモアを交え、しっかり防災を学びました。防災について専門知識を持つ方から学ぶ機会、取組はどうでしょうか。また昨年、養北小学校にて町

防災訓練が実施されましたが、食料品を含め様々な防災グッズも見せていただきました。もちろん地域のスーパーにもありますが、種類の多さに大変驚きました。町の防災訓練を御存じない方もお見えです。参加地域以外の町民の皆様にも様々なことを紹介していただきたいと感じました。

町民会議が開かれている地区では定期的に地区の区長さんたちが集まります。そのような場でも自助・共助が進むような発信、知恵の共有、取組の提案ができるのではないかと思います。大きな予算をかけなくても、取り組めるところから始められるのではと思いますが、お考えや計画があるようでしたら答弁をお願いします。

○議長（野村永一君） 養老町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

大規模な自然災害はいつ発生するかを予測することができません。行政による公助による備えだけでなく、防災の基本となる自分の身は自分で守る自助、また地域や身近にいる人同士が助け合う共助についても日頃から取り組むことが非常に重要になってまいります。まず、自助の取組につきましては、コロナ禍により縮小しておりました地域での集会や防災訓練を再開し、地域への出前講座により家庭での備蓄や家具の固定について啓発を行っております。今年度は地域の出前講座を12回実施し、約470名の方に御参加いただいております。また、そうした地域の住民が参画する集まりの際には防災行政無線の情報をSNSを通じて手軽に受信することができる養老町防災アプリや養老町のLINEなどへ加入していただく場をつくるなど行政からの防災情報の受信方法について選択肢の多様化を推進しております。さらに、令和5年度より、防災士の資格養成講座を海津市と連携することにより防災士の資格取得を推進し、令和5年度だけで町内在住の20名の方が新たに防災士の資格を取得されております。防災士は災害が発生した際の地域の防災リーダーとしてその役割が期待され、地域の防災力向上が見込まれます。今後も自助に対する啓発や取組を継続して進めてまいりたいと考えております。

また、町では共助の取組を推進するため、令和4年度よりコロナ禍を踏まえ、公共施設だけでなく民間、地域の集会所などを避難所として利用できる届出避難所制度を創設し、地域住民の避難場所の確保にも助成事業を行っております。共助の取組の一つとして民間企業との連携では、非常災害時における施設利用の協力に関する災害協定を締結し、公共施設だけでなく民間施設におきましても避難場所として一時利用できるよう、町民の避難場所の確保に向けた対策も実施しております。さらに、避難所における食事の提供などにつきましては、県内3例目となる災害時におけるキッチンカーにおける物資の供給等に関する協定を締結しまして、避難所においても温かく栄養のある食事が提供できる体制づくりにも取り組んでおります。また、令和6年度より地域の自主防災隊に対する自主防災隊支援資機材等整備費補助金を拡充しまして、地域におけます日頃からの備えをバックアップさせていただく計画もございます。今後とも、町といたしま

しても、自助・共助が推進されるような啓発や取組を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（野村永一君） 4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 今後、人口減による人材・人員、財源確保が様々な場面で課題になってくると思います。引き続きの取組をよろしく願いし、質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い熱中症対策の推進について質問させていただきます。

気候変動の影響により国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後地球温暖化が進行すれば極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えています。

そこで3点について質問させていただきます。

1点目、熱中症から地域住民の生命を守るための取組推進についてお伺いします。熱中症とは適切な予防や対処を実施すれば死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わることから熱中症対策マニュアル等の作成やWBGT（暑さ指数）の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目、高齢者の熱中症に対する予防の意識を醸成するための取組についてお伺いします。熱中症を予防するためには脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われていています。ここで熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。高齢者の皆様は温度に関する感覚が弱くなるため暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によりますと熱中症による救急搬送の約5割が高齢者となっています。高齢者の熱中症を予防していくためには介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めているのかお聞かせください。

3点目、子供の熱中症防止の取組についてお伺いします。小さい子供は体温調節機能が未発達であり自身で予防策を取ることができません。そのため、園や学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変重要であります。公立のこども園や学校施設におい

ては地方公共団体からの計画を踏まえ、整備が進められています。しかしながら、空調設備が整備されていても十分に使用ができなければ本来の効果は得られません。この1年は電気代が特に高騰しており、予算措置に苦慮をされていることは承知しておりますが、空調施設を活用するための電気代は十分に確保できているのかお聞かせください。また、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取組がなされているのか、また熱中症警戒情報が発令された場合はどのように対応していくのかをお聞かせください。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、まず1点目、2点目について私から御回答申し上げます。

1点目につきまして、熱中症とは高温多湿な環境に長くいることで体内の水分や塩分バランスが崩れ体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もった状態を言います。我が国の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、今後地球温暖化が進めば、極端な高温によりリスクが増加すると見込まれています。このため、令和6年4月1日より気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正され、より積極的な熱中症対策が進められていきます。この法改正により今まで法律上位置づけがなかった暑さ指数が33に達する場合発表される熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報と位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温に備え、暑さ指数35に達する場合には熱中症特別警戒情報が創設され、発表されます。熱中症特別警戒情報が発表された場合には、町防災無線で熱中症特別警戒情報の発表の周知をし、一層の熱中症予防行動が必要なことを住民に呼びかけを行ってまいります。また、一人一人がエアコンを適切に利用する、水分・塩分を小まめに取る等の熱中症予防行動が取れるよう今後も広報ホームページ等で普及啓発や注意喚起を行ってまいります。

さらに、熱中症特別警戒情報の発表期間中は公共施設等、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として町で指定し一般に開放することから、クーリングシェルターの周知を図り、利用を促してまいります。

2点目につきまして、高齢者のための熱中症対策は部屋の中でも注意が必要であり、エアコンを上手に活用し暑さを避けることや、喉が渇いていなくても小まめに水分・塩分を補給することが大切です。また、熱中症予防は自ら気をつけるだけでなく、高齢者は自覚症状が乏しくなりがちのため家族や周囲の人へも熱中症予防に必要な注意を呼びかけ、互いに助け合うよう努めることも重要です。そのため、保健センター、地域包括支援センターの出前講座や各教室等において、熱中症の予防法について啓発チラシの配付や情報提供を随時行っており、今後も引き続き啓発活動を行ってまいります。また、独り暮らしの高齢者には地域の民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員

などが訪問時に声かけを行い、注意喚起や情報提供を行うことで熱中症予防への意識の醸成につなげてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 3点目の子供の熱中症防止の取組についてですが、学校の取組につきましては私のほうから回答をさせていただきます。

学校施設については、町内の全小・中学校において、普通教室及び特別教室に空調設備が整備されております。過去には電気代の高騰に伴い既存予算に不足が生じたため、補正予算を計上して対応いたしました。ここ最近においては電気代の高騰が少し緩和されてきておりますので、現時点において確保されている予算の範囲内で何とか賄えている状況でございます。なお、新年度予算につきましては、これまでの実績や電気代高騰の動向を踏まえ、空調設備を使用することを見込んでの予算措置をしております。学校教育活動等における熱中症事故防止につきましては、文部科学省通知の学校における熱中症対策ガイドラインを基本とし、学校教育活動等における熱中症事故の防止についてや、スポーツ庁通知の熱中症事故の防止についてに基づき対応をしております。このほか、熱中症の危険性を適切に判断するため、暑さ指数を計測する暑さ指数計を町内全ての学校と各校の留守家庭児童教室に配付して活用しています。暑さ指数は教育活動における判断と行動の目安となるもので、暑い時期は毎朝子供たちの活動場所となるグラウンドや屋内運動場において暑さ指数を計測し、数値に基づき活動場所を考慮するなど適切に対応するよう心がけています。熱中症警戒アラートは、暑さ指数が33以上になると発令されます。学校教育活動への対応は暑さ指数が31以上、気温が35度以上になった場合に危険と判断し運動を中止することとし、給水指示の徹底や涼しい場所で休憩するなどの対応を取っています。このように、各学校において暑さ指数の数値に基づき適切に対応しておりますが、状況によっては町内で統一した対応が必要となることもございます。今後も、引き続き学校と教育委員会とで連携を図り、協議して取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 3点目のこども園の熱中症予防の取組につきましては、私のほうから御回答をいたします。

まず、施設整備の状況について申し上げます。公立認定こども園については全ての園において保育室及び遊戯室の空調設備を整備しており、老朽化した設備については計画的に更新工事を実施しております。また、空調使用に伴う電気代については例年の電気使用量を考慮し、予算計上をしております。電気代の高騰も気になるところでございますが、エアコン等を適正に利用してまいりたいと存じます。私立園についても、公立園同様に空調設備の整備を進められており、来年度は国の事業を活用し、空調設備整備の費用を一部補助する事業を実施するなど熱中症予防対策を支援してまいります。

次に、安全・安心な園生活、園活動を実施するために熱中症予防に必要な取組についてであります。議員御発言のとおり、子供は体温調節機能が未発達であり、大人に比べ深部体温が上がりやすいため熱中症になりやすいと環境省の熱中症環境保健マニュアル2022に示されていることから、特に園生活・園活動においては注意が必要となります。予防対策として、各園に設置の暑さ指数計による測定数値や気象庁が発表する熱中症警戒情報を基に、野外活動の実施の可否については慎重に判断するなど暑さ指数に応じた対応を取るよう、毎月実施しております公私立園長会において情報提供及び情報交流を行うなど指導しております。また、野外活動の実施に当たってはテントやシートを使って日陰を多く確保し、小まめな水分補給をさせるなどの対応をしております。これらの取組につきましては、国作成のマニュアルやガイドライン、熱中症対策実施計画などを参考に引き続き継続して取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 各分野の状況について御答弁をいただき、現状を把握することができました。

そこで再質問させていただきます。エアコンの利用控えについてお伺いします。

電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は節約への意識が高い方も多いと思います。また、高齢者の皆様にとって、最寄りのクーリングシェルターへの移動も簡単なことではありません。そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンを使用できる環境の整備も必要かと思えます。見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 先ほどの回答でも申し上げましたが、高齢者の方への熱中症対策は部屋の中でも注意が必要であり、エアコンなど冷房機器を活用することが大切です。町といたしましては、今後も広報、ホームページ、また地域の民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員などが訪問時に声かけをし、熱中症が命の危険にあること、冷房機器の使用が有効であることの普及啓発や注意喚起を行ってまいります。特に、近年の気候変動に伴う高温は過去に例のない暑さであることを再認識していただくことが必要で、熱中症特別警戒情報発令時は町防災無線を通して住民の皆さんにお知らせいたしますので、エアコンの利用を控えてしまう方もこの日だけはエアコンを使用していただき、御自身と身近な人、お互いが助け合い、人の命を守る行動が取れるよう意識の醸成に努めてまいります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 詳細に、町民をはじめ高齢者、子供の熱中症対策に対して御答

弁をいただきました。猛暑の時期になると、熱中症に端を発する痛ましい事故が毎年のように起きています。当町においてはこうした事故を未然に防止できるよう、いま一度各分野においても見直しをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い、災害における高齢者支援について、3点質問いたします。

初めに、本年の元旦に発生いたしました令和6年能登半島地震において亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地域の方々に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震では輪島市や珠洲市をはじめとして石川県全体で241名の貴い命が失われています。また、被災された方で避難所生活を余儀なくされている方は1万2,000人弱と非常に多くの方がいまだに影響を受けています。さらに、住宅家屋被害については7万5,000棟余りが被害を受けて、ハード面では生活に必要な道路や水道、電力といった生活に関わるライフラインのよりどころとなる基幹施設などにおいて甚大な被害が出ております。連日の新聞報道などにより、単身高齢者や障害者となる被災弱者の方々が災害に対してどのような対応を取ることができるかということが課題となっております。

当町におきましても、社会構造の急速な変化などにより人口比率において高齢化が進んでおります。こうした社会状況の中で、想定外の災害発生は高齢者にとって深刻なリスクになるものと考えられます。1つの例を挙げますと、在宅サービスも進む今、多くの高齢者や障害者が在宅で生活が送れるようになっております。その反面、いざ災害が起きたときに地域とのつながりがあまりない方は助けが来るのが遅くなることが考えられます。誰一人取り残さないための協力体制が必要と考えられます。

また、高齢者が適切かつ迅速に避難するためには、家族や近所の住民といった周りにいる人々が支援することが有効ではありますが、高齢者の単身世帯が増加するとともに高齢者の家族が近所には住んでおらず、災害発生直後に高齢者の避難を支援することが困難な状況となっております。さらに、少子化の進展により、高齢者の避難を支援するに当たって中心となるはずの若年、中年層が減少し、支援がより一層困難な状況となっております。

そこで3点質問いたします。

このたびの能登半島地震を踏まえまして、大規模災害時における災害弱者の支援対応

など個人がどのような対応をし、動きをしていくのかということが非常に課題となることが分かりました。1点目の質問として、町として災害発生時の高齢者や障害者等の要支援者への対応はどのように考えていますか。

次に、本町だけでなく日本全体の抱える問題ではありますが、単身高齢世帯が増加の一途をたどっております。そうした社会情勢により、高齢者の支援体制が急務であると考えます。2点目の質問として、町として、介護認定は受けてはいないが支援が必要な人の暮らしの支援など、身近な地域において高齢者福祉について基本的な考えと施策はどのようになっていますか。

次に3点目、このたびの地震におきまして、建物の崩壊や津波、また道路水路の損壊などにより多くの死傷者が出ております。こうした際に危ぶまれるのは、災害が発生して負傷した場合の医療機関での医師不足、また看護師不足などにより医療機関での診察を満足に受けることができない事態も想定されます。そこで3点目の質問です。町の災害時の初期医療に当たる本町の災害拠点となる病院、また医師、看護師の確保はどのようになっていますか。

以上、3点について回答をお願いします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 佐野議員から3点御質問をいただきました。

1点目の高齢者や障害者等要支援者への対応についてでございます。

令和3年災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者への個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされております。本町では、この個別避難計画を75歳以上のひとり暮らしの高齢者や要介護3から5の方、身体障害者1級と2級、療育手帳のA、A1、A2の方、精神障害者1級の方などを対象に作成を進めております。この計画には、誰が避難を支援するか、どこにどうやって避難するかなどを定めることとなっており、より実効性のある避難行動を行うための計画でございます。現在、避難行動要支援者名簿の掲載者320名の方がこの個別避難計画を策定されております。また、現在未作成の方々へも作成の依頼を行っているところでございます。町といたしましては、この計画の策定によりまして、避難行動要支援者の皆様にも自分の命は自分で守る自助を念頭に置くとともに、ふだんから避難を支援する方との関係づくりを心がけていきたいというふうに考えております。

2点目の御質問の回答でございます。

日常生活において支援が必要な方には、本人からの相談がない場合にあっても、民生児童委員や区長の方々には日頃から地域活動や見守り活動の中から、異変に気づいた住民の報告や相談をいただいているところでございます。そういった報告等の状況によりまして、町包括支援センター、町社会福祉協議会及び関係機関と連携し、御自宅への訪問などを通じまして対面しながら必要な支援を行っているところでございます。地域で

生活する人々が支え合い、安心して生活できる地域共生社会の実現を目指しまして、地域での支え合いや見守りなどを進めてまいります。

3点目の災害初期の医療に当たる医療体制や医療従事者の確保等の御質問でございます。

医療従事者の確保につきましては、西美濃厚生病院と災害時の救急病院指定に関する協定を締結し、救護病院の役割として重症患者及び中等症患者の処置を行っております。また、西濃圏域の災害拠点病院であります大垣市民病院へは患者の移送手配等を行うこととしております。さらに、養老郡医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結し、医療救護班の編成及び派遣を要請することとしております。そのほかにも災害拠点診療機関を町内3医療機関に指定しております。そういった取組を行っております。町内の医療機関等との連携につきましては、先ほどの災害協定に基づく措置により事前に支援要請の方法を定めるとともに、大規模災害時における発災直後の初期の段階においては県を通じまして災害派遣医療チーム（DMAT）を、また避難所生活における慢性期の医療につきましては災害時の健康危機管理支援チーム（DHEAT）等を派遣要請することとし、適切な医療の支援体制が確保できるように努めております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 今町長より回答いただきましたが、次の3点について再質問いたします。

1点目は、要支援者への個別避難計画に関する防災と福祉の連携についてどのように考えていますか。

2点目、高齢者、障害者等の方々が地域で安心して暮らせるように地域で支え合えるような取組は考えていますか。

3点目、これは直接は支援には関係ございませんが、震災時、浸水時における災害廃棄物の処理計画はありますか。

以上、3点再質問いたします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 3点再質問をいただいております。

再質問1点目についてでございます。

本人の同意を得られた避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報につきましては、平常時から警察、消防、民生児童委員、町社会福祉協議会及び居住地区の自主防災組織にも提供しておりますので、地域の皆様におかれましても顔の見える関係づくりに心がけていただきたいというふうに考えております。

2点目につきましては、現在、家族などの血縁や、地域の人間関係を軸としました地

縁による地域のつながりだけでなく、加えまして自治会などの地域コミュニティーでの活動を軸に支え合う互助の重要性が高まっております。町といたしましては、見守りをはじめ様々な活動を推進し、まだ届出をいただいている方へは、避難行動要支援者名簿の登録を促し、本人の同意の下、平常時より見守ることで、区長や民生児童委員をはじめ近隣の方々との接点を持ち、互助へつながればと存じます。そして、地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、災害廃棄物につきましては令和元年、養老町災害廃棄物処理計画を策定しまして、その処理方法を定めております。災害廃棄物の仮置場の候補といたしましては、町斎苑（清華苑）北駐車場、旧スポーツプラザ養老、中央公園野球場、中央公園多目的広場及びスマイルグラウンドなどを候補としております。しかしながら、これら候補地は、指定救急避難場所、応急仮設住宅建設予定場所、臨時離着陸場などにも指定されている箇所でございます。被災規模によっては計画どおりの対応が困難となる可能性もありますので、被災状況に応じまして、収集方法、収集時期、集積場所などをお知らせすることとしております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 今回の地震は他人事ではありません。養老町においても、このような震度7クラスの地震が明日にも起こるかもしれません。発生後の災害対策はもちろん重要ではありますが、やはり大切なのは大規模災害に対する日頃からの備えではないでしょうか。

町長の施政方針にもありましたが、私も養老町国土強靱化計画に基づく災害に強いまちづくりが重要と考えます。町の執行には災害対策に万全の備えをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

こどもの居場所づくりについて質問します。「居場所が欲しいけど……ない」、昔は空き地や路地裏、駄菓子屋の裏など居場所となっていた。そのような場所も減少し、ボール遊びが禁止されている公園も多い。居場所がないことは人とのつながりも失われ、孤独・孤立の問題と深く関係します。今の少子化問題からも、複雑化する子供のニーズに対応した居場所づくりを必要とします。

子ども家庭庁が6歳から30歳の子供や若者を対象に行ったインターネット調査では、2,036人中1,288人が家庭や学校以外の居場所が欲しいと回答があった。家庭や学校以外に、ここにいたいと感じる居場所が欲しいでは「はい」と答えた人は63.26%、「い

いえ」の人は36.74%です。「はい」と答えた人に有無を聞くと73.98%が居場所がある、26.02%が居場所はないである。

2023年3月に内閣府が公表した子供・若者の意識と生活に関する調査では孤独感があると答えた割合は10歳から14歳で23.5%、15歳から19歳で44.6%ありました。そこで、こども家庭庁は若い世代の孤独や孤立の解消を重点施策に上げ、こどもの居場所づくりに乗り出しています。

これまでは貧困や不登校などに対象を絞った居場所づくりが多かったです。でも、近年、最近はいわゆる普通の子供も孤独を感じているのが現在の社会です。誰もが利用できる身近な場所で、人と人との関わりが深まる居場所づくりが必要になっています。

養老町の議会だより162号の子供の声です。

私は学校で行政相談の出前授業を受けました。そして、当たり前とっていた安全で整備されている道路が行政のおかげだということを知りました。ふだんは何も考えず歩いていた道路も、誰かが働きかけてくれたおかげだなと感じています。今の養老町には子供が遊べるような施設が少ししかありません。そこで、今の自然を残したまま遊べるような公園を増やすなど、みんなが楽しめる施設をつくってほしいと思います。例えば、私の住むところの身近にある象鼻山は公園ではありませんが、フェスティバルなどを開いて人々が集まるイベントが計画されているそうです。このようなイベントで象鼻山のよさも知ってもらえるようにしたらいいと思います。この先、養老町が自然豊かで楽しいまちになるように少しずつ実現して行ってほしいです。小学校6年生の子の言葉です。

また、11月22日、養老町子ども議会においても中学生の生徒が、学校以外で自由に学べる場、遊べる場、話し合える場、仲間と共に過ごせる場、そんな場がありません。私たちの住む養老町に行き場のない子供たちがいることを知ってほしいです。また、子供中心に幅広い世代が利用できる場が欲しいですという声がありました。

子供は人との関わりの中で成長していきます。居場所がないと感じている子供たちを町としてどう支えていけばいいのでしょうか。

養老町に子供たちが求める居場所はありますか。それは次のような居場所でありたいと思います。

こどもの居場所づくり指針素案のポイントより、大切にしておくべきこととして3点あります。1つ目は、その場は参加してくる子供たちの声を聞き取り、子供を主体として尊重する居場所であること。2つ目に、そこが居場所であるかどうかは子供が決めます。3つ目、子供のためにという思いが強くなり過ぎになって子供の権利の脅かされていないかを大事にされていることが、子供たちが求める居場所づくりです。心の居場所づくりです。

そこで、次のことを質問いたします。

1つ目としまして、町の行政としてこどもの居場所についての実態把握をされていま

すか教えてください。例えば、居場所について子供たちと話し合ったことやアンケートを取ったことはありますか。また、町が現在取り組んでいる居場所について、いつ、どこで、誰が、何を、参加者の声はということをお聞きしたいと思います。

また2つ目です。町は子供から大人までと一緒に楽しめる居場所についてどう考えていますか、町としての対応方針はありますか教えてください。こどもの居場所づくりとして専門家の話を聞いたことはありますか。以上、大きく2点御質問いたします。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 実務的な内容でございますので、私より御回答いたします。

1点目のこどもの居場所の実態把握につきましては、第3期養老町子ども・子育て支援事業計画を令和6年度に策定する当たり、今後の子育て支援施策を進める上の基礎資料とすることを目的として、就学前児童及び小学生の保護者と町内の17・18歳の方に対して、今年度アンケートを実施いたしました。その中で、こどもの居場所に関連した設問として、就学前児童の保護者に対しては児童館や子育て支援センターなどの施設利用状況、満足度などを、小学生の保護者に対しては放課後や土曜日・休日の児童の過ごし方について調査しております。そして、今回より町内の17・18歳の方に対してもアンケートを実施し、平日夕方から夜にかけての過ごし方について調査しております。また、議員御発言のとおり、昨年11月の子ども議会において、中学生より子供を中心に地域の人が集まる公園づくりについて、中学生が主体となって提案をいただいております。

次に、町が取り組んでいる居場所づくりについて、子ども課関係では、児童館の運営、移動児童館の実施を行っており、新たな取組として、誰もが気軽に参加できる子育てカフェの実施に向け、新年度に予算計上をするなど各種事業を実施しているところであります。また、地域で維持管理いただいている公園の遊具の新設、修繕、点検に関する費用の一部を補助する事業を今年度より実施しており、地域において子供たちが安心・安全に遊べる居場所づくりの支援を行っております。

○議長（野村永一君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 生涯学習課として取り組んでいるこどもの居場所としましては、中央公民館で行っているスマイルゲンちゃん学習会や、子ども食堂があります。スマイルゲンちゃん学習会には、小・中学校の児童・生徒を対象に、月に二、三回、土曜日に中央公民館において学習支援をしております。本年度は、小学生については年間30回、中学生については年間20回実施することができ、児童・生徒合わせて50人ほどの参加がありました。また、不登校傾向がある児童・生徒については、オンラインで家庭とつなぎ学習の機会をつくるなど、心の居場所につながる取組をしております。参加者からは、楽しく学べる場所、学校では聞けないことが聞けた、家よりも集中できた、自主学習ができる唯一の場所という感想があり、学校・家庭以外の学びの場

所になっていると思います。

子ども食堂は、支援を必要とする子供とその保護者を対象に、子供の健やかな成長と、子育て世帯が食育への関心を高め安心して暮らせる環境を整備していくために定期的に開催しているものであります。食材を提供していただいた支援者の方々の御協力もあり、本年度は6回開催し、毎回50食ほどを提供しました。

このほかにも、こどもの居場所づくりの取組の一つとして、地域や町で企画し主催する文化スポーツイベントの開催があります。“絆”ウォーキングや縄跳び大会、地域の町民運動会や公民館まつりなど、誰でも参加してもらえるように町広報やチラシのほか、学校や子ども会等を通じて開催の案内をしております。

さらに町図書館では、定期的に実施している読み聞かせのほか、開館時に児童・生徒が自由に学習等できるスペースとして閲覧場所が開放されており、こどもの居場所の一つになっていると考えます。心のよりどころとして孤立することがないように、つながりを育んでいける場所となることが大切であると考えています。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 2点目の居場所についてどのように考えているかとの質問でございますが、こどもの居場所づくりに関しましては、令和5年12月22日にこども家庭庁より、こどもの居場所づくりに関する指針が示されました。指針では、こどもの居場所づくりは、児童福祉などのこども施策、障害児や高齢者福祉などの福祉施策、学校や社会教育などの教育施策、さらには自治会やまちづくりなど様々な分野に関わることから、こうした関係者が連携して取り組む必要があるとされております。市町村は関係者と連携して、質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進していくことが責務とされており、まずは実態を把握してまいりたいと存じます。あわせて、今後国が各地域で取り組まれているこどもの居場所づくりの事例収集をされることから、国や近隣の市町村の動向に注視しながら、こどもまんなかの居場所づくりを検討してまいりたいと考えております。

また、これまで町が実施してきました取組についても、内容の見直し、新たな取組の検討も必要であると考えております。こどもの居場所は物理的な場だけでなく、子供・若者が過ごす時間、人との関係性、全てが居場所となり得ることから、場ではない心のよりどころとなる居場所づくりについて乳幼児教育・保育研究会において専門家のお話を聞き、こども理解を深めるための研修を行っております。

こどもの居場所づくりを通じて、全ての子供が心身の状況や置かれている環境にかかわらず居場所を持ち、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで健やかに成長できることを目指してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ただいまのそれぞれの御回答より、町の中央公民館でのこどもの居場所として、移動児童館の読み聞かせやつくってあそぼコーナー、また、子ども食堂、ゲンちゃん学習塾、自由に入出りが可能な図書館などが町として居場所づくりとして取り組んでいらっしゃると思いますが、開催されている場所が遠い、子供1人では行けない、行くことができない、学校外だ、校区外だ、また親は仕事で送ってもらえないなどなど参加できないという声があります。開催されている場所が遠いのです。交通の便に困っています。そこで、居場所は住んでいる地域の近くにあり、行きたいときに行ける、行きやすい場でありたいと思います。各地区にある公民館が、こどもの居場所として子供たちが出入りできる場であつたらなあと思います。そこで2点再質問いたします。

1つ目、各地域にある公民館の必要性、位置づけはどうなっていますか。

2つ目は、こどもの居場所として地域の公民館の利用はどうお考えですか、教えてください。

○議長（野村永一君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） それでは、大橋議員の再質問についてお答えさせていただきます。

各地区の公民館は、中央公民館と同様に社会教育法に定める公民館であり、区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に市町村が設置するものであります。そのため、公民館では定期講座や講習会、講演会等のほか、スポーツ、レクリエーション等に関する集会を開催しております。公民館施設を住民の集会そのほかの公共的利用に供することとしており、図書や資料等を備え、その利用を図ることも公民館事業であります。

地域で子供を育てる、子供を核とした地域づくりの取組が全国的に進められており、公民館は様々な地域行事等にも利用されており、地区公民館を地域のこどもの居場所として利用することはできると考えます。しかしながら、施設の管理上、子供たちの安全のため子供たちだけで施設を利用することはできません。地域の団体等が公民館施設の使用許可申請を行い、地域の子供たちの居場所を確保することになると考えます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 数々の御回答ありがとうございます。

将来を担う子供たちが抱える課題を少しでも軽減し、安心して過ごすことができる子供たちのための居場所が身近な場所で増えることを願います。今後、居場所についての町の御理解と御協力、御支援を願いまして、私の質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

---

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会最終日は明後日3月21日木曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後1時43分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月19日

議 長      野   村   永   一

議 員      西   脇           康

議 員      清   水   由 美 子